

【補助金の交付スキーム（本社機能移転促進補助）】

企業

群馬県

3年以内

3年間

①特定業務施設整備計画の提出
(地方拠点強化税制)

審査・認定

②事業計画書の提出

審査・指定（書面・訪問）

着工

工事費・進捗など適宜状況確認

操業開始

③操業開始届提出

進捗状況確認

補助額積算

事業年度終了

申告・納税

予算要求

④交付申請兼実績報告書の提出

審査（書面・訪問）

竣工予定時期により検討

交付決定兼額の確定

⑤交付請求

補助金交付

■ 制度の手続きについて（本社機能移転促進補助）

地方活力地域特定業務施設整備計画（移転型）の提出

- ・補助事業者指定されるためには、「地方活力地域特定業務施設整備計画（移転型）」の認定を受けている必要があります。
なお、*着工後に提出された事業計画書は補助事業の対象となりません。*着工 = 基礎工事の開始

■ 主な要件

- ①群馬県の認定地域再生計画(群馬県地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト)に適合すること
- ②整備する本社機能において従業員が5人（中小企業の場合は1名）以上増加すること、
- ③増加させる従業員数の過半数が東京23区にある事業所からの転勤者であること、
または、初年度に増加させる従業員の過半数かつ計画期間を通じて増加させる従業員の4分の1以上が東京23区からの転勤者であること。

地方拠点強化税制のインセンティブ

国支援メニュー

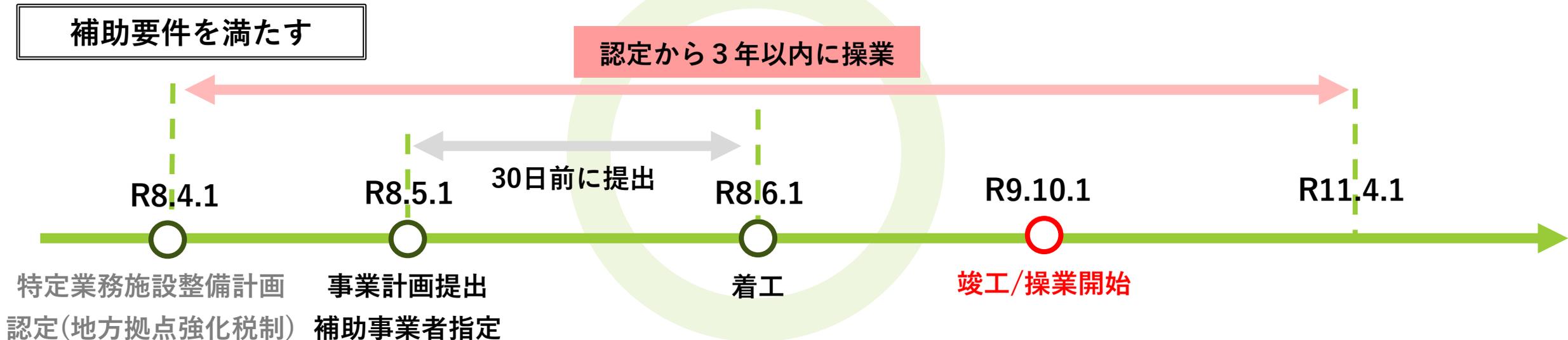
- 建物取得価格に対して、①又は②の減税を受けられる
- ①特別償却25%
 - ②税額控除7%（一定の要件を満たす場合8%に上乗せ）

県支援メニュー

- ・法人事業税(所得割)・法人県民税(法人税割)の納税相当額を3年間補助
- ・不動産取得税の免除

■ 本社機能移転促進補助のイメージ

補助要件を満たす



補助要件を満たさない

